

令和5年4月3日

## 令和5年4月1日以降の感染症拡大防止対策について

リスク管理室会議

国立高等専門学校機構から令和5年3月20日付けで「令和5年4月1日以降の高専におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について」が周知されたことを受け、令和5年4月1日以降の本校における感染症拡大防止対策を下記のとおりとする。

なお、5月8日以降の対応については、別途、定める。

### 【基本的な考え方】

学生及び教職員については、教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

### 1. 基本的な感染拡大防止対策について

- 令和4年4月1日付け「福島高専における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に基づいて対応することを原則とする。
- 学生及び教職員で発熱・咽頭痛・咳等の症状のある者については、登校または出勤を控えるよう周知する。
- 教室や実験室等の換気を実施するとともに、三密を回避する対策を継続する。
- 手洗い等の手指衛生の励行を促す。

### 2. マスクの着用について

- 学校内の教育研究活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないこととする。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合には、学生及び教職員にマスクの脱着を強いることをしない。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、学校として適切に対応する。
- 通学・通勤時に混雑した電車やバスを利用する場合や、学習活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員についても、着用を推奨する。
- 寮においては、公共スペースでのマスク着用を推奨するとともに、体調不良者には必ずマスクを着用することを要請する。

### 3. 感染者・濃厚接触者への対応について

- 感染者となった学生・教職員に関しては、従来通り、自宅待機を要請する。
- 学生・教職員が濃厚接触者となった場合、従来通り、自宅待機を要請する。
- 欠席・欠勤の取り扱いは従来通りとする。